

第1回智頭町議会定例会会議録

令和8年3月18日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案の訂正について
- 第 4. 議案第10号 専決処分について
- 第 5. 議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第13号 令和8年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第14号 令和8年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第10. 議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第11. 議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12. 議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第13. 議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第14. 議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第15. 議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第32号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第18. 議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
- 第19. 議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第21. 議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第22. 議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について
- 第23. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
- 第25. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）

- 第 26. 議案第 41 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第 27. 議案第 42 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
- 第 28. 議案第 43 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
- 第 29. 議案第 44 号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 30. 議案第 45 号 智頭町有林の経営管理の委託について
- 第 31. 議案第 46 号 町道の路線の認定について
- 第 32. 議案第 47 号 町道の路線の変更について
- 第 33. 陳情について
- 第 34. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案の訂正について
- 第 4. 議案第 10 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 11 号 令和 8 年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 12 号 令和 8 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 13 号 令和 8 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 14 号 令和 8 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 15 号 令和 8 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 16 号 令和 8 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 17 号 令和 8 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12. 議案第 18 号 令和 8 年度智頭町簡易水道事業会計予算
- 第 13. 議案第 19 号 令和 8 年度智頭町公共下水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 20 号 令和 8 年度智頭町農業集落排水事業会計予算
- 第 15. 議案第 21 号 令和 8 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 16. 議案第 22 号 令和 8 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 17. 議案第 32 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

- 第18. 議案第33号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正について
第19. 議案第34号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第20. 議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正について
第21. 議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正について
第22. 議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命について
第23. 議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第24. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形小学校）
第25. 議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について（旧那岐小学校）
第26. 議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
第27. 議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山形保育園）
第28. 議案第43号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）
第29. 議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
第30. 議案第45号 智頭町有林の経営管理の委託について
第31. 議案第46号 町道の路線の認定について
第32. 議案第47号 町道の路線の変更について
第33. 陳情について
第34. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（10名）

1番 古田 浩	2番 仲井 莖
3番 西尾 寿樹	4番 田中 賢
5番 谷口 翔馬	6番 波多 恵理子
7番 大河原 昭洋	8番 谷口 雅人
9番 岡田 光弘	10番 安道 泰治

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（14名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		國 岡 厚 志
総 務 課 長		山 本 洋 敬
企 画 課 長		迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長		西 川 公一郎
教 育 課 参 事		竹 内 学
地 域 整 備 課 長		酒 本 和 昌
山 村 再 生 課 長		北 村 直 也
地 籍 調 査 課 長		川 本 均
福 祉 課 長		前 田 美由紀
会 計 課 長		村 上 り え
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	福 安 充 子
書 記	国 本 健

開 会 午後2時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（安道泰治） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安道泰治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、谷口翔馬議員、6番、波多恵理子議員を指名します。

日程第2．諸般の報告

○議長（安道泰治） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣結果報告書及び委員会調査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3．議案の訂正

○議長（安道泰治） 日程第3、議案の訂正についてを議題とします。

議案第44号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定についての正誤表が提出されました。お手元に配付の内容のとおり、訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、訂正を許可することに決定しました。

日程第4、議案第10号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 5. 議案第 1 1 号から日程第 1 6. 議案第 2 2 号まで 1 2 案
一括上程

○議長（安道泰治） 日程第 5、議案第 1 1 号 令和 8 年度智頭町一般会計予算から、日程第 1 6、議案第 2 2 号 令和 8 年度智頭町病院事業会計予算までの 1 2 議案を一括して議題とします。

この 1 2 議案については、3 月 6 日の会議において、予算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

9 番、岡田光弘議員。

○9 番（岡田光弘） 3 月 6 日の本会議において、予算特別委員会に付託された議案について、3 月 6 日、1 1 日、1 6 日に委員会を、1 2 日、1 3 日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた議案第 1 1 号 令和 8 年度智頭町一般会計予算については、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 1 8 負担金補助及び交付金中、次世代につなげる農業経営基盤整備事業補助金について、農業振興に関する住民の切実な要望に対し、執行部案では予算不足が顕著である。本議会は、政策提言の趣旨を踏まえ、自らの行政視察等に係る旅費を減額して財源を捻出し、これを農業振興予算に充てることで、地域農業の持続的な発展を支援するとして、予算を別紙のとおり修正するものと決定しました。

また、修正部分を除く原案については、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第 1 2 号 令和 8 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 1 3 号 令和 8 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第 1 4 号 令和 8 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第 1 5 号 令和 8 年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第 1 6 号 令和 8 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第 1 7 号 令和 8 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第 1 8 号 令和 8 年度智頭町簡易水道事業会計予算、議案第 1 9 号 令和 8 年度智頭町公共下水道事業会計予算、議案第 2 0 号 令和 8 年度智頭町農業集落排水事業会計予算、議案第 2 1 号 令和 8 年度智頭町水道事業会計予算、議案第 2 2 号 令和 8 年度智頭町病院事業会計予算については、い

ずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として、次のとおり申し添えます。

令和8年度事業方針に係る政策提言は、人口減少に歯止めがかからない本町の現状に鑑み、特に現時点において重点的に取り組むべきものとして、議員総意によって具体的に5項目として取りまとめたものである。しかし、令和8年度当初予算においては、計上されていないもの、減額されているものも見受けられる。今後、提言に示した政策が実現できるよう最大限の努力をされたい。

なお、重要な政策決定のプロセスの説明については、昨年3月の委員長報告にも申し添えたが、智頭町議会基本条例第7条に定めるとおり、十分留意されたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第5、議案第11号 令和8年度智頭町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は委員長報告は、修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号 令和8年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号 令和8年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号 令和8年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予
算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号 令和8年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号 令和8年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号 令和8年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第18号 令和8年度智頭町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第19号 令和8年度智頭町公共下水道事業会計の予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第20号 令和8年度智頭町農業集落排水事業会計の予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長 (安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第21号 令和8年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長 (安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号 令和8年度智頭町病院事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長 (安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 32 号から日程第 32. 議案第 47 号まで 16 案
一括上程

○議長（安道泰治） 日程第 17、議案第 32 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてから、日程第 32、議案第 47 号 町道の路線の変更についてまでの 16 議案を一括して議題とします。

日程第 17、議案第 32 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9 名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 33 号 智頭町犯罪被害者等支援条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9 名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 34 号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第35号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第36号 智頭町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時49分

○議長(安道泰治) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第37号 智頭町教育委員会教育長の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 2時50分

○議長(安道泰治) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第38号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第24、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について(旧山形小学校)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25号、議案第40号 公の施設における指定管理者の指定について
(旧那岐小学校)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第41号 公の施設における指定管理者の指定について(旧
山郷小学校)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第42号 公の施設における指定管理者の指定について(旧
山形保育園)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 43 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立富沢コミュニティセンター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 44 号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 45 号 智頭町有林の経営管理の委託についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（安道泰治） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 46 号 町道の路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第47号 町道の路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(安道泰治) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33. 陳情について

○議長(安道泰治) 日程第33、陳情についてを議題とします。

3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情についての審査が終了した旨報告がありました。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、谷口翔馬議員。

○5番(谷口翔馬) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日の本会議において付託を受けた陳情について、3月13日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第3号 大規模太陽光パネルの適正設置と管理に関する条例制定についての陳情は、「閉会中の継続審査」とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第3号は、「継続審査」です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

4番、田中 賢議員。

○4番（田中 賢） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月6日の本会議において付託を受けた陳情について、3月12日に委員会を開き、慎重に審査をした結果、陳情第1号 農道の町道認定に関する陳情書は、「採択」、陳情第2号 政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める陳情は、「趣旨採択」と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安道泰治） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安道泰治） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第1号は、「採択」、陳情第2号は、「趣旨採択」です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第34. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(安道泰治) 日程第34、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安道泰治) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和8年3月18日

智頭町議会議長 安 道 泰 治

智頭町議会議員 谷 口 翔 馬

智頭町議会議員 波 多 恵 理 子